

平成 30 年 4 月 27 日

長崎市長 田上 富久 様

長 崎 市 景 観 審 議 会

会 長 村 田 明 久

長崎市景観重要建造物の指定の解除について

平成 30 年 4 月 23 日付で諮問されました標記の件について、平成 30 年 4 月 25 日に開催した第 5 回（平成 30 年度第 1 回）長崎市景観審議会において、審議の結果、原案のとおり異議がないことを答申します。

なお、次のとおり、各委員より原案に関連した意見がありましたので、下記に記載します。

記

- 1 跡地に建つ建物は歴史・景観に配慮されたものとなるよう要請すること。
- 2 歴史・文化の石垣、石段の景観が残せるような工夫を要請すること。
- 3 跡地には料亭富貴楼があったことを想起させるような工夫（モニュメント等）を検討すること。
- 4 前面道路は緊急輸送道路であるため、建物等が倒壊した場合に災害復旧の支障となる可能性があるなど、公益上の理由として、住環境の安全性を阻害する視点も必要であること。
- 5 建造物の記録を保存・活用（模型等）すること。
- 6 景観重要建造物の存在を、多くの市民に認知してもらうための方法や仕掛けを考えること。

以上